

喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターにおける
総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，
分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務に係る業務委託
要求水準書

—目次—

第1編	総則	1
第2編	概要	2
第1	運営理念	2
第2	収容対象	2
第3	体制	3
第4	職員の在り方	4
第5	運営業務の準備	4
第3編	業務別要求水準	5
第1	総括マネジメント業務	5
第2	施設維持管理業務	7
第3	収容関連サービス業務	16
第4	職業訓練業務	22
第5	教育業務	24
第6	医療業務	27
第7	分類業務	29

第1編 総則

喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務に係る業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は，法務省（以下「国」という。）が喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター総括マネジメント業務，施設維持管理業務，職業訓練業務，教育業務，分類業務，医療業務及び収容関連サービス業務に係る業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「公サ法事業者」という。）を募集・選定するに当たり，入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり，喜連川社会復帰促進センター（以下「喜連川センター」という。）及び播磨社会復帰促進センター（以下「播磨センター」という。）の運営業務に関して，業務の内容及び国が要求するサービスの水準を示し，入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

国は要求水準書の内容を，提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

入札参加者は，要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて，自由に提案を行うことができるものとするが，その際には「入札説明書」及び参考資料等において示された諸条件を必ず遵守し，その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

第2編 概要

第1 運営理念

喜連川センター及び播磨センターは、これまでの刑務所PFI事業と同様に、「国民に理解され、支えられる刑務所」という行刑改革の基本理念の下、「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」の運営理念に基づいた運営の実現を目指すこととしている。

具体的には、国が運営の最終的な責任を留保した上で、刑罰権の行使に直接関わる業務を除き、民間のノウハウを活かせる、すなわち「民間ならではの」という発想の下、より質の良いサービスの実施を目指せるような業務を民間に委託し、官民協働による運営を行うとともに、これにより施設運営の透明性の向上を図ることとしており、そのために必要な法的措置を講ずるため、本事業の実施に当たっては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を活用することとしている。

また、センターには、犯罪傾向の進んでいない受刑者を収容しつつ、特化ユニットには、犯罪傾向の進んでいる受刑者（反社会性集団加入者を除く。）のうち、特に改善更生の効果を期待できる者も収容することで、受刑者の様々な問題性に特化した矯正処遇を行い、その改善を促すほか、受刑者の自律性を涵養するため、出所後を想定した段階的な開放的処遇を行い、再犯防止に最善を尽くすこととしている。

第2 収容対象

1 喜連川センター

収容定員は1,956名（うち女子50名）とし、収容対象は、犯罪傾向が進んでいない被収容者等とする。ただし、考査中受刑者については、この限りではない。

ただし、喜連川センターにおける特化ユニット（男子受刑者：定員406名）においては、犯罪傾向の進んでいない受刑者だけでなく、犯罪傾向の進んでいる受刑者（反社会性集団加入者を除く。）のうち、特に改善更生の効果を発揮できる以下の者を収容する。

- (1) 身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者（高齢者を含む）
- (2) 精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者

2 播磨センター

収容定員は1,000名とし、収容対象は、犯罪傾向が進んでいない被収容者等とする。

ただし、播磨センターにおける特化ユニット（男子受刑者：定員150名）においては、犯罪傾向の進んでいない受刑者だけでなく、犯罪傾向の進んでいる受刑者（反社会性集団加入者を除く。）のうち、特に改善更生の効果を発揮できる以下の者を収容する。

- (1) 身体障害を有する者で、養護的処遇を要する者（高齢者を含む。）
- (2) 精神・知的障害を有する者で、社会適応のための訓練を要する者

また、国は、喜連川センター及び播磨センターの収容定員及び収容対象を変更し

ようにするときは、あらかじめ公サ法事業者と協議を行うことができる。

第3 体制

1 実施体制

本事業は、業務分野が非常に幅広いことから、業務領域が不明確な業務にも迅速に対応するほか、再犯防止に資する矯正処遇は、入所から出所まで隔たりなくシームレスに行う必要があることから、各職員が他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、事業期間にわたり安定的かつ円滑に施設運営ができる体制とする。

2 総括業務責任者及び業務責任者

(1) 公サ法事業者は、統括マネジメント業務に、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 本事業の実施に係る管理・統括
- ② 受託企業間に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

(2) 公サ法事業者は、運営施設の運営業務の区分（施設維持管理業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、医療業務及び収容関連サービス業務）ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。

- ① 各業務区分の実施に係る管理・統括
- ② 従事職員に対する指導・監督
- ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整

なお、業務責任者は、教育業務と分類業務に限り併任は差し支えないものとするほか、業務責任者と総括業務責任者の兼務についても可能とする。

3 業務従事者

受託者の職員で本事業に係る業務に従事する者は、本事業の基本的理念や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実に行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

なお、業務従事者は、教育業務、分類業務及び医療業務に限り、業務責任者との兼務についても可能とする。

4 職員名簿の提出及び承認

受託者の職員のうち、施設に立ち入って業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、事前に名簿を提出し、センター長の承認を受けなければならない。なお、名簿には、当該職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあつては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない（ただし、臨時に立ち入る場合はこの限りでない。）。

5 資格の保有

従事者は、法令上、本事業の各業務に必要な資格がある場合は、当該資格を保有し、又は有資格者を用意しなければならない。

6 制服の着用及び身分証明書の携帯

従事者には、各業務に従事するにふさわしく、かつ、国の職員と明らかに区別できる制服等を着用させるとともに、受託者の職員であることが確認できる身分証明書等を携帯しなければならない。

7 免許書等の携帯

資格を要する業務で免許証等の携帯が義務付けられている業務に従事させる場合には、必ず免許証等を携帯しなければならない。

第4 職員の在り方

受託者の職員による業務の遂行に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 受託者は、本業務に関する契約書及び指示事項等について十分職員に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。
- 2 受託者の職員は、業務上知り得た秘密について第三者に漏らしてはならないこと。
- 3 受託者の職員は、適正な職務環境を阻害し、業務の円滑な遂行を妨げるような行為をしてはならないこと。
- 4 受託者の職員は関係法令、通達及び指示事項等を遵守し、誠実に受託業務を履行しなければならないこと。
- 5 受託者の職員の責任において生じた施設等の損害については、受託者が賠償するものとする。

第5 運営業務の準備

公サ法事業者は、国の職員に対し、運営開始予定日までに公サ法事業者が実施する事業内容及び整備する設備及び備品の取扱いを十分に説明するとともに、維持管理業務を遂行するに必要な喜連川センター及び播磨センターの設備を把握しなければならない。

第3編 業務別要求水準

本事業では、業務の適正な実施を確保するため、個別の業務ごとに運営施設のセンター長がそれぞれ運用基準を定める予定であり、公サ法事業者は、当該基準に従って業務を遂行する。なお、運用基準は、事業契約及び本要求水準に基づき、運営施設のセンター長と公サ法事業者が協議の上、策定する。

第1 総括マネジメント業務

本業務は、包括委託及び長期契約といった本事業の特徴を踏まえ、今後の矯正施設に求められる社会のニーズや変化への対応に留意しながら、総括マネジメント業務を行う。

1 業務内容

- ・公サ法事業者は、総括マネジメント業務を適切に実施することにより、国と本事業の運営理念を共有し、事業契約に定められた全ての業務を、自ら又は適切な企業等に委託し、本要求水準に則り責任と誠意を持って実施する。
- ・本事業の基盤である「官民協働による運営」、「人材の再生」及び「地域との共生」の実現に国が専念できる環境をつくる。
- ・本事業の実施に関して、国が公サ法事業者に対して求める事項を適切に把握し迅速に対応できる体制と仕組みを構築し、業務を実施する企業等を取りまとめ、円滑に事業を実施する。

2 要求水準

(1) 事業実施計画の作成

- ・国と本事業の目的・理念を共有した上で、公サ法事業者としての運営理念、経営方針等を策定し、公サ法事業者及び従事職員と共有する。
- ・時代の変化に応じた良質な業務水準を確保し、かつ、改善・向上を継続的に図るための手段として、PDCAの考え方に基づき、業務改善プロセスの仕組みである「マネジメントシステム（マネジメント体制及び業務遂行システム）」を構築し、運用する。

(2) 事業内容の見直し

- ・社会情勢や収容動向の変化、効果の検証に応じて、事業期間中、少なくとも1回、各業務の事業内容の見直しを行うことに対応する。

(3) 運営体制の構築等

- ・運営開始日の30日前までに適切な運営体制を構築し、必要資料を作成・提出する。初回の提出以降は変更の都度、提出する。
- ・毎年の業務報告書に対する国からのフィードバックの結果を業務年間計画書に反映させるとともに、対応策を検討する。
- ・災害時等の緊急時においても、運営業務を適切に統括し、必要な対応を行うとともに、そのために必要な緊急時マニュアルを整備する。

(4) 運営開始準備業務

- ・運営開始日当日から円滑なセンター運営が開始でき、混乱することなく業務が提供できるよう、運営開始準備業務の総括管理を行う。特に、令和4年1月か

ら3月にかけて、各業務に必要な設備・機器の搬入・設置手続きに関する業務の総括管理を行う。

- ・各業務が要求水準等に基づき適切に実施されるよう、業務全体の総括業務を行う。
- ・各業務の一元管理を行うとともに、情報の共有化及び適切な調整を図り、最適化する。
- ・365日24時間いつでも国との連絡調整が行える体制を構築する。
- ・本事業の実施に関して、グループ企業及び協力企業等に対し、適切かつ迅速な指導を行うことにより、業務を通じて予見される利益相反、コンプライアンスなどを含む公サ法事業者内部の監査的役割を果たす。
- ・総括業務責任者は、国との協議に当たり、迅速な意思決定が可能となるために必要な権限を有するとともに、公サ法事業者内の意思決定プロセスを国に明示する。
- ・国との間で合意した事項については、迅速かつ確実に業務を実施する。
- ・災害や緊急事態等の発生時には、本事業の趣旨に則り、国と協力して臨機応変に対応する。

(5) 教育・研修

- ・従事職員が退職又は異動する場合には、後任者に対し円滑かつ十分な引継ぎを行わせ、業務の円滑な遂行に支障を生じさせない。
- ・矯正施設で勤務する従事職員として十分な知識・技能を習得できるような教育・研修を実施し、資質の向上に努める。
- ・喜連川センター及び播磨センターは被収容者等を収容する施設であり、その特殊性及び個人情報保護等についての理解が不可欠であることから、従事職員を新たに採用した場合には研修を必ず実施する。なお、研修の内容については国と協議すること。

(6) セルフモニタリング

- ・モニタリングの中立性が担保される仕組みを導入してモニタリング体制を構築の上、計画を策定する。
- ・集約された情報を吸い上げて、業務の円滑さ、コストの削減及びサービスの向上につなげる仕組みを講じる。
- ・モニタリングの結果を報告書として取りまとめ、定められる日までに遅滞なく提出する。
- ・業務上発生した問題については、速やかに国に報告する。また、改善計画を作成し、再発防止に努めるとともに、業務を受託した企業及び従事職員に対して指導を行う。

(7) その他

- ・他事業における経験、実績を踏まえて、必要に応じて他の公サ法事業に係る情報提供を行う。

第2 施設維持管理業務

本業務は、センターの性能を維持し、耐久性を確保するとともに、良好な状態を維持することにより、職員及び利用者の利便性、快適性の維持に努め、施設を適切に管理することを目的とする。

1 業務内容

公サ法事業者は、関係法令で定める全ての点検、検査、測定、記録等を含め、以下の業務を行う。また、施設管理者が関係法令に基づき行うことになっている点検、検査、測定、記録及びこれらに必要な一切の資料作成と必要な関係機関への届出を行う。

保安区域のうち一般立入りが規制される場所での業務遂行は、業務内容について事前に国の承諾又は指示を受けるものとする。

(1) 建築物保守管理

施設の経年劣化を最小限に抑え、施設の性能を維持させることを目的とした建物各部保守管理

(2) 建築設備運転監視

建築設備の各機器を効率的に稼働させるため、その状態の監視及び制御を適切に行うとともに日常的な点検保守を行う建築設備運転監視

2 業務提供時間帯

職員の執務等に支障がないよう、業務ごとに業務提供時間帯を設定する。なお、設定に当たり事前に国と協議する。業務遂行上やむを得ない事情等により、国からの要請があった場合は、設定した業務提供時間帯以外での業務遂行にも対応する。

3 業務の進め方

(1) 業務計画

公サ法事業者は業務実施に当たり、事前に国と協議の上、業務計画書を作成し国に提出する。また、次の場合は国に確認の上、業務計画書を修正し、再度提出する。

- ・業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合
- ・国より業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合

業務計画書の構成、提出時期及び記載項目は以下のとおりとする。

項 目	提 出 時 期	記載内容
基 本 計 画	事 業 開 始 時	1) 業務実施体制 2) 業務管理体制 3) 非常時・災害時の対応及び体制 4) 想定外の事態が発生した場合の対応 5) その他業務計画に必要事項
実 施 計 画	業 務 開 始 時	1) 各業務の責任者及び必要な有資格者の経歴・資格等 2) 業務提供内容及び実施方法等 3) 業務報告の内容及び時期 4) 苦情等への対応

		5) その他業務計画上必要な事項
年度実施計画	各年度当初	1) 業務日程及び業務提供時間帯 2) 業務提供内容及び実施方法の詳細等 3) その他年度ごとの業務実施計画上必要な事項

(2) 業務の実施

公サ法事業者は、業務計画書に基づき業務を実施する。なお、業務実施に当たり、次のことに対応する。

ア 苦情等への対応

公サ法事業者は、職員、来訪者等から寄せられた維持管理に関する苦情等に対し、再発の防止処置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

イ 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、又は発生が予測された場合には、国と協議の上対応する。

なお、緊急を要する場合は、迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに国に報告する。

ウ 光熱水料

公サ法事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水の使用を無償とするが、省エネルギー化及びライフサイクルコスト縮減の観点から、光熱水費の縮減に対応する。

エ 職員宿舎の維持管理

公サ法事業者は常に職員宿舎の状況を把握し、国及び居住者との連絡を密にしてその維持及び管理の適正化を図るものとする。

なお、職員宿舎の点検保守は、国家公務員宿舎法第17条第2項で規定する「軽微修繕」を除き、全て公サ法事業者の業務とするが、管理事務業務の詳細は国と協議の上定めるものとする。（資料「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」参照）

オ 防災管理及び防火管理上必要な業務

公サ法事業者は、国と協力して、以下の防災及び防火上必要な業務を行うものとする。

- ① 防災管理者及び防火管理者の選任
- ② 当該防火対象物についての消防計画を国と協議の上、作成
- ③ 消防計画に基づく防災、消火、通報及び被収容者等も含めた避難の訓練の実施
- ④ 消防の用に供する設備、消防用水又は、消火活動上必要な施設の点検及び整備
- ⑤ 火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ その他防災及び防火上必要な業務

(3) 業務報告

ア 業務報告書の作成・提出

公サ法事業者は、月ごとに業務報告書を作成し、国に提出する。業務報告書には以下の資料を添付する。

- ① 業務日誌

- ② 各種保守・点検記録
- ③ 打合せ議事録
- ④ 苦情等及びその対応結果
- ⑤ その他業績監視上必要な資料

イ その他の業務報告

業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、直ちに国に報告する。また、業務遂行上必要なものとして国から要請があった場合は、速やかに報告を行う。

(4) 事業終了時における維持管理に関する説明

公サ法事業者は事業終了時に、国に対し上記(1)から(3)までに掲げる資料を基に、維持管理に関する説明を行う。

4 業務詳細

(1) 建築物保守管理

ア 業務内容

建築物保守管理業務は、関係法令に基づく点検・検査・測定・記録等の業務を含め、建築物の性能を維持し、耐久性を確保することを目的に、定期にその機能、劣化状況、損傷等の異常の有無を点検するとともに、必要な保守を行う。

イ 要求水準

公サ法事業者は、定期的に点検を行い、破損、劣化等の不具合箇所には、国に報告の上、保守を施す。なお、一時的な修繕は、国に報告した上で行い、その後の専門業者への連絡調整まで行う。

各部位の維持すべき性能は次のとおり。

(ア) 建物の点検保守

部位	性能
1 構造体	定期的に行われる外装、内装、外構等の点検により、構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は、構造体の調査・診断を行い、その結果を踏まえ一時的な修繕を行い、耐震性・耐火性・耐風性を確保した状態を維持する。
2 屋根及びとい	建物内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のさび、侵食等の劣化には保守・一時的な修繕を行い、不快感を与えない状態にする。 屋根に付帯する手すり・タラップ、安全または点検等のために設置された部材は、ぐらつきのない状態を維持する。
3 外装：天井	水平かつ平坦な状態を維持する。また、仕上げ材の変色及び金属類のさび、腐食等には保守・一時的な修繕を行い不快感を与えない状態を維持する。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
4 外装：壁	(エキスパンションジョイント金物、手すり、タラップ等付属物を含む。) 建築物内部に雨水が侵入しない状態に及び外装材が破損・落下しない状態を維持する。また仕上げ材の変形、変色及び金属類のさび、腐食等には保守・一時的な修繕を行い不快感を与えない状態を維持する。 手すり・タラップ等安全又は点検等のために設置された部材は、安全に使用できる状態を維持する。
5 外装：床	平坦な状態、建築内部に雨水が侵入しない状態及び正常に排水する状態を維持する。また、仕上げ材のひび割れ等には保守・一時的な修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。
6 内装：天井	水平かつ平坦な状態及び所要の対候性、耐水性、吸音性を維持する。また、壁の取り付け部分は破損・隙間のない状態を維持する。仕上げ材の変退色、汚れ、かび等には保守・一時的な修繕を行い、不快感を与えない状態を維持す

	る。 点検口は、落下の恐れがなく、設備機器が点検できる状態を維持する。
7 内装：壁	垂直かつ平坦な状態及びぐらつきのない状態及び所要の耐水性，耐薬品性，吸音性を維持する。また床の取り合い部分は破損・隙間・汚れ・傷等のない状態を維持する。仕上げ材の変退色，汚れ，かび等には保守・一時的な修繕を行い，不快感を与えない状態を維持する。
8 内装：床	水平かつ平坦な状態及びきしみのない状態，及び所要の耐電性，耐薬品性，防滑性，防塵性を維持する。仕上げ材の変退色，ひび割れ，磨耗等の点検を行い，不快感を与えない状態を維持する。
9 外部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態，及び耐風性，水密性，気密性を維持する。また，変退色，傷，さび等には保守・一時的な修繕を行い，不快感を与えない状態を維持する。 防火戸，排煙窓等は，災害時に所要の性能を発揮できるよう維持する。
10 内部建具	ぐらつき等がなく良好に開閉・作動する状態，及び気密性を維持する。また，変退色，傷，さび等には保守・一時的な修繕を行い，不快感を与えない状態を維持する。 内部仕上げとの取り合い部分は，隙間のない状態を維持する。 防火戸，防火シャッター等は，災害時に所要の性能を発揮できるように維持する。
11 外部階段 内部階段	手すりのぐらつき及びノンスリップに変形，損傷等がない状態を維持する。 その他，外装（天井・壁・床）による。
12 付帯工作物	手すり・タラップ等の安全または点検等のために設置された部分は，ぐらつきのない状態を維持する。また，仕上げ材の変色及び金属類のさび，腐食等には保守・一時的な修繕を行い，不快感を与えない状態を維持する。
13 付帯造作	ぐらつき等のない状態，及び付帯する部位の所要の性能を維持する。また，仕上げ材の変退色，傷，さび等の点検を行い，不快感を与えない状態を維持する。 取り合い部分の破損・隙間のない状態を維持する。

(イ) 外構の点検保守

a 舗装（マンホール・グレーチング，駐車場ライン等を含む。）

定期的に点検を行い，破損，劣化等の不具合箇所には保守，一時的な修繕を行い，歩行の支障となる不陸，段差が生じない状態を維持する。また，仕上げ材の変退色，傷，さび等には保守，一時的な修繕を行い，不快感を与えない状態を維持する。

b 外構付帯工作物

定期的に点検を行い，破損，劣化等の不具合箇所には保守，一時的な修

繕を行い、所要の性能及び転倒のおそれのない状態を維持する。また、仕上げ材の変退色、傷、さび等には保守、一時的な修繕を行い、不快感を与えない状態を維持する。

(ウ) 建築設備の点検保守

センターの運営に必要な全ての設備について定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び作動状況・表示状況を把握し、不具合箇所には一時的な修繕を施す。定期点検時には、機器・装置等の運転又は操作を行い、所要の機能が発揮できる状態を確認する。保守業務には、フィルター清掃等システムが機能するために必要な清掃を含む。

建築設備の維持すべき性能は次のとおり。

a 電気設備

整備された設備について、日常的に異常・破損等の有無の点検並びに必要な保守等を行う。

設 備	性 能
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認し、維持する。
2 動力設備	動力設備が正常に機能している状態を確認し、維持する。
3 発電設備	発電電力を安定して供給できる状態を維持する。
4 受変電設備	電力を安定して供給できる状態を維持する。
5 自動火災報知機設備	常に火災の発生を確実に報知できる状態を維持する。
6 端末情報通信網設備	常に良好な通信状態を維持する。
7 構内交換設備	常に通話可能な状態を維持する。
8 表示設備	伝達事項を正常に表示できる状態を維持する。
9 電気時計設備	正確に時刻を表示できる状態を維持する。
10 拡声放送設備	音響等の所要の性能を維持する。
11 非常電鈴設備	音響等の所要の性能を維持する。
12 テレビ共同受信設備	良好な画像受信状態を維持する。
13 監視カメラ設備	常に監視エリア内の目的物等を的確に判断できる状態を維持する。
14 入退所管理設備	正常に作動できる状態を維持する。
15 中央監視設備	正常に作動できる状態を維持する。
16 映像・音響・放送設備	音響等の所要の性能を維持する。
17 呼出設備	正常に作動できる状態を維持する。

b 機械設備

整備された設備について、定期的に点検・試験等を行い、機器等の劣化及び運転状況を把握し、正常な運転が維持できるよう保守等を施す。

なお、厨房設備・機器及び洗濯設備・機器の保守管理、運転監視、更新

については「第3 収容関連サービス業務」において定めたとおり実施する。

設 備	性 能
1 空気調和設備	所要の性能・機能が発揮できるように維持する。また、冷房・暖房機能の切り替えに伴う必要な整備・調整及びフィルター・ストレーナー等の定期的な清掃・交換を行う。
2 換気設備	フィルター等の定期的な清掃・交換を行い、所要の性能・機能が発揮できるように維持する。
3 排煙設備	火災時に確実に排煙できる状態を維持する。
4 自動制御設備	正確に制御、情報伝達、表示及び計測等ができる状態を維持する。
5 衛生器具設備	正常な機能ができる状態を維持する。
6 給水設備	貯水槽等は定期的に清掃を行い、常に用途に適した水質、水量を衛生的に供給できる状態を維持する。
7 排水設備（調整池を含む。）	調整池、排水槽・排水管は定期的に清掃し、常に汚水等を適切に排除できる状態を維持する。
8 汚水処理設備	正常に放流し、環境衛生上支障がない状態を維持する。
9 消火設備	火災時に万全な状態で作動できる状態を維持する。
10 ガス設備	安全にガス器具等へ供給できる状態を維持する。
11 ごみ集積設備	正常に作動し衛生的な状態を維持する。
12 昇降機設備	正常に運転できる状態を維持する。

c その他の設備

定期的に点検・試験等を行い、機械又は設備の劣化及び作動状況を把握し、正常な運転が維持できるよう保守等を施し、維持する。

ウ 特記事項

(ア) 保守点検の周期

公サ法事業者は、要求水準を満たせるように、国と協議の上、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

公サ法事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最少となるよう事前に予防措置を施す。

災害が発生した場合、公サ法事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。また、被災した場合は、状況の把握、被害の拡大防止及びその復旧に努める。

(2) 建築設備運転監視

ア 業務内容

建築設備運転監視業務は、建築設備の性能を継続的に発揮させることを目的に、設備の運転及びその稼動状態等の監視及び記録等を行い、省エネルギーと効率的な運転に配慮し、日常的な保守を行う。

イ 要求水準

(ア) 運転監視

日常的に異常及び汚損等の有無の点検・計測及び必要な保守を行う。

各設備の確認する機能状態は次のとおり。

a 電気設備

設 備	機能の確認等
1 電灯設備	照明器具等が正常に機能している状態を確認する。 球切れによる不点灯の際は、管球交換を遅滞なく行う。また、執務室等内の管球交換は、管球の色・明るさのむらに配慮して行う。
2 動力設備	各種電動機が正常に作動できる状態を確認する。
3 発電設備	常に供給状態を監視するとともに、商用電源停止等による非常用発電設備の起動時には、負荷の優先順位設定に基づく供給が適正に行われるように監視し、制御する。
4 受変電設備	常に供給状態を監視する。
5 自動火災報知機設備	作動状態等を監視する。
6 端末情報通信網設備	正常な通信状態を確認する。
7 構内交換設備	正常な通話状態を確認する。
8 表示設備	正常に表示できる状態を確認する。
9 電気時計設備	正常に表示できる状態を確認する。
10 拡声放送設備	正常に放送できる状態を確認する。
11 非常電鈴設備	操作・受信等の状態を確認する。
12 テレビ共同受信設備	受信・出力状態を確認する。
13 監視カメラ設備	監視画像状態等を確認する。
14 入退所管理設備	作動状態等を確認する。
15 中央監視設備	必要な機器の運転及び作動状態等を監視するとともに、監視対象機器や計測機器等の異常が認められた場合には、機能の回復・設定の調整等必要な対応を迅速に行う。
16 映像・音響・放送設備	正常に使用できる状態を確認する。
17 呼出設備	正常に使用できる状態を確認する。

b 機械設備

設 備	機能の確認等
1 空気調和設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
2 換気設備	室内環境が適正に維持されていることを確認する。
3 排煙設備	作動状態を確認する。
4 自動制御設備	制御機能が適切に保たれていることを確認する。
5 衛生器具設備	衛生環境を確認する。
6 給水設備	給水供給状態を確認する。
7 排水設備	排水排除状態を確認する。
8 汚水処理設備	汚水処理状態を確認する。

9	消火設備	待機及び作動状態を確認する。
10	ガス設備	ガス供給状態を確認する。
11	ごみ集積設備	コンテナの作動状態及び集積場の整頓状況を確認する。
12	昇降機設備	運転状態を確認する。

c その他の設備

日常的に運転状態、異常及び汚損等の有無の点検及び必要な保守を行い、運転状態を確認する。

(イ) 記録の作成及び保管

公サ法事業者は、建築設備運転監視業務の記録として、業務日誌、点検記録、整備記録を次のとおり作成し、保管する。様式は別途協議の上定める。

a 業務日誌

- ① 電力供給記録
- ② 熱源機器運転記録
- ③ 空調設備運転記録
- ④ 温湿度記録

b 点検記録

- ① 電気設備点検表
- ② 空調設備点検表
- ③ 給排水・衛生設備点検表
- ④ 残留塩素測定記録
- ⑤ 飲料水水質検査記録
- ⑥ 浄化槽点検記録
- ⑦ 空調環境測定記録
- ⑧ 各種水槽清掃記録
- ⑨ その他法令で定められた点検に関わる記録

c 整備記録

- ① 定期点検整備記録
- ② 修繕記録
- ③ 事故・故障記録

d 光熱水使用量の記録

供給事業者の検針日に合わせ、計量区分ごとの使用量を記録する。

ウ 特記事項

(ア) 点検及び確認の周期

公サ法事業者は、要求水準を満たせるように、点検及び確認の周期を定めるものとする。

(イ) 災害時・非常時の対応

公サ法事業者は、災害等の発生が予測される場合、施設の被害が最小となるよう事前に予防措置を行う。災害が発生した場合、公サ法事業者は安全を確認した上で直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに国に報告する。

また、被災した場合は、状況の把握、被害の拡大防止及びその復旧を行う。

(ウ) 建築設備の運転

職員の執務、被収容者等の生活に支障を及ぼさないように適切に建築設備の運転を行う。

第3 収容関連サービス業務

1 給食業務

(献立の作成・確認)

(1) 業務内容

- ・管理栄養士により，被収容者等に給与する食事の献立を作成する。
- ・年間行事計画に従い，必要に応じて特別な食事の献立を作成する。
- ・既存のシステム(国の給食管理システムに準じたもの)に必要な情報を入力し，必要書類の作成を行う。
- ・保健所等の関係機関への報告・連絡調整等を行う。

(2) 要求水準

- ・被収容者等に満足される食事を提供する。
- ・「矯正施設被収容者食料給与規程」(平成7年法務省矯医訓第659号大臣訓令)等に従い，給与熱量，栄養量，季節感などを考慮して献立案を作成し，運営施設のセンター長の承認を受ける。
- ・日常的な給食や特別菜等について，被収容者等に対する嗜好調査を企画・実施し，運営施設のセンター長に調査結果及び結果に基づく改善策を提示する。
- ・食物アレルギーや特別な配慮を要する被収容者等への柔軟な食事(歯科疾患を抱える者や高齢で咀嚼が低下した者のための刻み食，宗教に配慮した食事，治療食等)を提供する。
- ・治療食は，医師が作成した食事箋に基づき提供する。なお，高齢の被収容者等も収容することとしているので，常時，個々の被収容者等に応じた食事(減塩食等，医師の食事箋に基づく食事)を提供する。
- ・熱中症対策をはじめとして，矯正処遇上又は医療上の必要が生じた場合は適切に対応する。
- ・毎食時，検食2人分を国に提供する。
- ・システムの使用に当たっては，国が規定する情報セキュリティ対策実施手順を遵守する。入力内容については国の規定に基づき行い，報告する。

(食事・飲料の給与)

(1) 業務内容

- ・炊事業務に従事する受刑者への技術指導を通じ，献立に基づき，被収容者等への食事の提供を行う(調理・盛付・配膳・下膳作業は受刑者が刑務作業又は職業訓練として実施し，公サ法事業者においては，これらの作業の技術指導を行う。)

(2) 要求水準

(調理)

- ・被収容者等に対し，毎日3食の食事を提供する。
- ・新鮮な食材，質の良い調味料などを使用し，衛生的に調理を行わせる。
- ・外部機関による衛生管理体制を構築する。

(盛付・配膳)

- ・被収容者等が使用する食器類の材質，デザイン，形状などを考慮し，快適に食事ができるようにする。また，身体障害を有する被収容者等に配慮した食器類

を備える。

- ・受刑者が病棟，職業訓練棟又は収容棟内へ適温で配膳できるようにする（配下膳は受刑者が行う。）。
- ・毎食時及び休息時（午前，午後各 1 回）に病棟，職業訓練棟又は収容棟等へ適温でお茶（夏季は冷たいお茶）を提供する
- ・業務の実施方法については，必要に応じて運営施設のセンターと協議して改善し，業務の効率化を図る。

（下膳）

- ・残食，残菜などの処理を適正に行わせる。
- ・下膳後，食器，調理器具類，配下膳車などを速やかに洗浄消毒させ，整理整頓の上，適切な場所に保管させる。

（材料の提供・管理）

（1）業務内容

- ・良質な食材を購入し，適切に管理する。

（2）要求水準

- ・新鮮かつ良質なものを購入することとし，あらかじめ購入ルートが確実に衛生的な納入業者の選定に努める。
- ・購入した食材をセンター内で保管する場合には，適切な場所に保管する。
- ・冷凍庫，冷蔵庫の温度管理及び生鮮品の鮮度劣化並びに調味料類の品質低下防止など，在庫管理に十分な注意を払う。

（厨房設備・機器の保守管理，更新）

（1）業務内容

- ・給食業務の実施に必要な設備・機器の保守管理，運転監視，更新整備を行う。

（2）要求水準

- ・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し，事業期間内に 1 回以上厨房設備・機器類の更新を行う（更新時期については，国と協議する。）。
- ・厨房設備・機器等について，正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。
- ・その他「第 2 施設維持管理業務 4 業務詳細」に準じた項目を行う。

（衛生管理）

（1）業務内容

- ・確実な衛生管理を行い，食中毒の発生を防止する。

（2）要求水準

- ・運営施設のセンターと協議の上，「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき衛生管理を行う。
- ・衛生管理者は，H A C C P に基づく衛生管理簿を作成し，定期的に衛生管理の状況を自主点検し，その結果を記載する（運営施設のセンター長が必要と認めた場合には，速やかに提出する。）。
- ・調理に従事する受刑者及び公サ法事業者が雇用した職員それぞれに対し，衛生管理に係る教育を行う。
- ・食中毒検査用に毎食，料理・素材ごとに約 5 0 グラム程度を所定の容器に盛り付け，冷凍庫に清潔状態のまま定められた期間保存し，保存期間が満了したも

のは廃棄する。

(非常時対応)

(1) 業務内容

- ・非常時についての万全な対応を行う。

(2) 要求水準

- ・食中毒が発生した時は、運営施設のセンター長に速やかに報告するとともに、保健所等の指示に従い適切に対応する。
- ・食中毒が発生した場合であっても、被収容者等への給食（弁当等）を毎日時間どおりに提供する。
- ・災害の発生に備え、7日分以上の非常食及び非常飲料を運営施設のセンター内に備蓄保存する。
- ・備蓄保存する非常食及び非常飲料の消費期限について適切に管理し、期限が切れたものは速やかに廃棄する。

2 衣類・寝具の提供業務

(衣類・寝具の提供・管理)

(1) 業務内容

- ・被収容者等に清潔な衣類・寝具を提供する。

(2) 要求水準

- ・提供する衣類・寝具の種類は、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令）等に従う。
- ・提供する衣類・寝具の品質は、被収容者等が快適に生活できるほか、施設の管理運営に支障を生じないように機能面に配慮する。また、身体障害を有する受刑者に配慮した衣類・寝具を備える。
- ・提供する衣類・寝具は、清潔で、破れにくく、かつ、汚れにくいものとする。
- ・下着類については、毎日着替えができる枚数を提供する。
- ・衣類、寝具類の縫製管理を確実に行う。
- ・衣類・寝具の補てつ等の縫製は、受刑者が刑務作業として実施し、公サ法事業者においては、その技術指導を行う。
- ・突発的な需要に備え、一定数の衣類及び寝具を常に提供できる体制を整える。
- ・衣類・寝具の数量管理を徹底し、調達する必要がある場合は、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受ける。

(洗濯)

(1) 業務内容

- ・次の物品の清潔管理を行う。
 - ① 被収容者等の衣類、下着類
 - ② 被収容者等が使用する寝具類
 - ③ 当直室、職員仮眠室で使用する寝具類
- ・被収容者等の衣類及び寝具類の洗濯業務（使用済み衣類等の回収、仕分け、洗濯、消毒、乾燥、折畳み、機器の清掃等）については、受刑者が経理作業又は職業訓練として実施し、公サ法事業者においては、洗濯業務に係る技術指導を

行う。ただし、女子被収容者等の下着類の洗濯業務は、受刑者が実施するのではなく、業務従事者で実施すること。

(2) 要求水準

- ・衛生面での管理を実施する。
- ・下着類は、週3回以上、シーツ・枕カバーは週1回以上洗濯を実施する。
- ・提供する衣類と自弁の衣類の混在を想定し、被収容者等の衣類の適切な管理を行う。特に女子被収容者等の下着類の洗濯については、洗濯ネットを使用して実施すること。
- ・寝具類は、衛生を保持するため、適切に乾燥を行う。

(洗濯設備・機器の保守管理及び更新)

(1) 業務内容

- ・洗濯業務の実施に必要な設備・機器の保守管理、運転監視、更新整備を行う。

(2) 要求水準

- ・既存の設備・機器の耐用年数等を考慮し、事業期間内に1回以上洗濯設備・機器類の更新を行う（更新時期については、国と協議する。）。
- ・洗濯設備・機器等について、正常に使用できる状態を維持できるよう適切に保守管理する。
- ・その他「第2 施設維持管理業務 4 業務詳細」に準じた項目を行う。

3 清掃・環境整備業務

(1) 業務内容

- ・定期清掃並びに収容棟、職業訓練棟及び工場以外の全ての敷地内の日常清掃を実施する。
- ・センター敷地内の植栽管理及び環境整備を行う。
- ・法令に従い、運営施設のセンターから発生する廃棄物の処理を行う。

(2) 要求水準

- ・庁舎及び管理棟内の清掃は、良好な環境衛生、美観の維持はもとより、建築仕上材や機材の健全なる保全を図る。
- ・年度計画及び月ごとの清掃計画を作成し、運営施設のセンター長の承認を受ける。
- ・植栽管理、環境整備は、季節にも配慮しつつ、来訪者等にも好感を持たれるよう、適宜整備に努める。
- ・施設の運営に支障のないよう円滑に実施する。
- ・人体に有害な薬品等は厳重に管理するとともに、保安区域には保管しない。

(日常清掃)

- ・表面の埃、ごみ、汚れ、シミ等を落とし、床、壁、天井、階段、窓ガラス、付帯施設等を常に清潔な状態に保つ。
- ・トイレの衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つ。
- ・トイレットペーパー、消毒用品等衛生消耗品は常に補充されている状態にする。
- ・洗面台、間仕切り等付帯設備を汚れ、破損等のない状態に保つ。
- ・原則として1日1回はゴミの無い状態にする。

(定期清掃)

- ・仕上げに応じた適切な方法により，床，壁，天井，階段，窓ガラス及び付帯施設等を清潔な状態に保つ。
 - ・雨水桝，汚水桝，防水ドレン等は，破損，破片がない状態とし，適正な方法で清掃を行う。
- (植栽管理，環境整備)
- ・周辺環境に配慮し，樹種に応じた病虫害の予防，点検，捕殺，防除及び施肥，剪定，除草，かん水等を定期的に行う。
 - ・景観上良好な状態を維持するとともに，支柱の設置等を適切に行い，安全な状態を維持する。
- (害虫等駆除)
- ・鼠，ゴキブリ等の駆除を行う。
 - ・殺鼠剤の使用に当たっては，あらかじめ国の職員と協議する。
- (廃棄物処理)
- ・廃棄物処理にかかる費用は国負担とするが，指定の方法により分別するほか，廃棄物の縮減に対応する。

4 職員食堂運営業務（独立採算業務）

- (1) 業務内容
 - ・職員，来訪者用の食堂を運営する。
- (2) 要求水準
 - ・営業時間は，毎日午前6時00分から午後7時30分までとする。ただし，営業時間内であっても準備・清掃・休憩等のため，営業業務に支障のない範囲で一時的に休業することができる。
 - ・職員，来訪者に満足される食事を提供する。
 - ・栄養量，季節感などを考慮したメニューを作成する。
 - ・食中毒などが発生しないよう衛生管理を徹底する。
 - ・利用者のし好などアンケート調査し，その結果をメニューやサービスに反映させ，メニューに飽きのこないよう工夫する。
 - ・利用しやすい料金とする。
 - ・料金を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。
 - ・利用者に不快感を与えないよう懇切丁寧な接客サービスを心掛ける。
 - ・被収容者等への給食業務と連携するなど，効率性を高める。

5 自動販売機の設置・管理業務（独立採算業務）

- (1) 業務内容
 - ・職員，来訪者用の自動販売機の運営を行う。
- (2) 要求水準
 - ・自動販売機は国が指定する場所に自販機を設置する。また，設置の際には転倒防止等の安全対策を講じる。
 - ・職員，来訪者が満足する清涼飲料水及び軽食・菓子等を提供する。
 - ・利用者のし好などアンケート調査し，その結果を踏まえ，ニーズに合った販売品目を揃える。

- ・販売価格を決定する場合にはあらかじめ国と協議する。
- ・商品補充，金銭管理などの維持管理を適切に実施する。
- ・故障，問合せ並びに苦情については適切に対応する。また，自動販売機に故障時などの連絡先を明記する。
- ・商品の賞味期限に注意するとともに，衛生管理を徹底する。
- ・運営施設のセンター業務の用に供するため必要とするとき，又はやむを得ない事情が発生したときは，国と協議の上，自動販売機の設置場所の変更又は撤去の求めに応じる。

第4 職業訓練業務

本業務は、受刑者に社会復帰に必要な職業的知識や技能を習得させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を習得させるとともに、受刑者を円滑に社会復帰させることを目的とする。

1 業務内容

- ・受刑者に対し、社会復帰に必要な職業的知識や技能を習得させるとともに、社会貢献を実現するために必要な技能等を習得させる。
- ・炊事工場・洗濯工場においては、一般社会の同種工場での就業が可能となるような職業訓練を併せて実施する。
- ・受刑者の円滑な社会復帰を想定した、より社会に近い段階的な開放的処遇実施のための効果的な職業訓練を幅広く導入する。

2 要求水準

- ・全受刑者の平均で週5時間以上の職業訓練が実施でき、かつ複数科目の受講が可能となるよう必要な職業訓練科目を確保し、提供する。
- ・導入する訓練科目は、社会の労働需要に見合った、かつ改善指導及び就労支援との連携を図り、習得した知識、技術、資格が就労に直結するようなものを多く取り入れる。
- ・炊事・洗濯においては、一般社会の同種工場での就業が可能となるような職業訓練を併せて行う。
- ・身体障害を有する者（高齢者を含む）、精神・知的障害を有する者に対しては、その特性に応じた訓練科目を受講できるようにする。
- ・喜連川センターにおいては、通常導入する職業訓練のほか、再犯防止に資するため、出所後を想定したより社会に近い段階的な開放的処遇の実施のため、職業訓練のカリキュラムに刑事施設外処遇等を組み入れることにより、効果的な職業訓練を少なくとも2科目行う。そのうち、女子受刑者は収容規模に応じて少なくとも1科目行う。なお、実施に当たっては、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・導入する職業訓練について、改善指導及び就労支援との連携を図り、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。なお、効果の検証については、改善指導の効果の検証（第5にて記述）を含めても差し支えない。
- ・職業訓練は営利を主たる目的とするものであってはならない。
- ・必要な機器等を提供し、自らの責任で維持管理を行う。
- ・必要な原材料等を提供し、自らの責任で出納・保管を行う。
- ・必要がある場合には、外部の協力者を講師として活用する。
- ・職業訓練により得られた製品は自らの責任で検査し、搬送する。
- ・職業訓練を提供した公サ法事業者は、製造物責任法第2条第3項第2号及び第3号に規定する製造業者として同法第3条に規定する製造物責任を負う。
- ・収容動向の変化、社会の労働需要又は効果の検証等を踏まえて、訓練内容を適時変更するほか、毎年度、訓練種別ごとに、訓練人員、訓練内容等を定めた計画を作成し、運営施設のセンター長の承認を受け、所定の手続を行う。
- ・職業訓練を実施した場合は、「受刑者等の作業に関する訓令」（平成18年法務

省矯総成訓第３３２７号大臣訓令）等に基づき，所定の帳簿等を作成するほか，職業訓練に関する報告文書等の作成も行う。

- ・受刑者が指導に応じない場合は，国の職員に連絡する。
- ・指導者の手配に当たっては，あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け，派遣に伴う経費を負担する。

第5 教育業務

本業務は、受刑者の改善更生を図り、再犯に陥らないための心構えを身に付けさせるとともに、円滑な社会復帰を促進することを目的とする。

1 改善指導

(1) 業務内容

- ・受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を企画・立案し、これを実施するための専門スタッフの手配・連絡調整等を行う。
- ・受刑者の改善更生及び社会復帰に有効な一般改善指導及び個々の受刑者の問題性に着目した特別改善指導の企画を立案し、実施する。
- ・特別改善指導としては、例えば、薬物依存離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導があり、それぞれについて、グループワークなどの効果的な手法のほか、受刑者の円滑な社会復帰を想定した、より社会に近い段階的な開放的処遇実施のための効果的な改善指導を幅広く導入する。

(2) 要求水準

- ・全受刑者の平均で週5時間以上の改善指導が実施でき、かつ少なくとも1年に1人1回以上の改善指導の受講が可能となるよう必要な改善指導を策定し、実施する。なお、実施に当たっては、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受ける。
- ・受刑者の改善更生及び社会復帰に資する改善指導を実施するほか、導入する改善指導について、職業訓練、就労支援との連携を図り、大学等の研究機関と協力するなどして効果の検証を行う。
- ・通常実施する改善指導のほか、再犯防止に資するため、出所後を想定した、より社会に近い段階的な開放的処遇の実施のため、対象となる受刑者全員に対し、改善指導のカリキュラムに刑事施設外処遇等を組み入れることにより、効果的な改善指導を行う。なお、実施に当たっては、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・専門スタッフの手配に当たっては、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け、所要の経費を負担する。
- ・連絡調整に係る事務処理を迅速かつ的確に対応する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3348号大臣訓令）等に基づき、全受刑者に対し、一般改善指導を実施する（グループワークやワークブック形式等により、効果的な指導等を行う。）。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」等に基づき、特別改善指導の対象となる受刑者に対し、当該指導を実施する。
- ・特別改善指導については、原則として受刑者の全刑期にわたり、各種講義等を継続的に実施するほか、少なくとも1コース以上のグループワークを実施する。なお、1コースのグループワークは、原則として、3か月間にわたり週1コマのペースで実施するものとし、開始前にはオリエンテーションを、終了後にはフォローアップを行う。

- ・収容動向の変化，効果の検証等を踏まえ，毎年度，指導内容等の計画を作成し，運営施設のセンター長の承認を受け，所定の手続きを行う。
- ・指導を実施するごとに報告書を作成し，運営施設のセンター長に報告する。オリエンテーション及びフォローアップの状況についても同様とする。
- ・受刑者が指導に応じない場合は，国の職員に連絡する。

2 教科指導

(1) 業務内容

- ・国が指定した受刑者に対し，補習教科指導及び特別教科指導を実施する（余暇活動として行う通信教育の実施を含む。）。

(2) 要求水準

- ・受刑者の出所後の円滑な社会復帰に資する教科指導を実施する。
- ・「受刑者の各種指導に関する訓令」に基づき，補習教科指導及び特別教科指導を実施する。
- ・専門スタッフを手配する場合は，あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け，所要の経費を負担する。
- ・通信教育の科目については，被収容者等の希望を考慮した上で，毎年度，通信教育計画を策定し，運営施設のセンター長の承認を受ける（なお，国が指定した場合（この場合の経費を負担する。）を除き，必要な費用は被収容者等が負担する。）。
- ・収容情勢の変化等を踏まえ，毎年度，指導内容等の計画を作成し，運営施設のセンター長の承認を受け，所定の手続きを行う。
- ・受刑者が指導に応じない場合は，国の職員に連絡する。

3 刑執行開始時及び釈放前の指導

(1) 業務内容

- ・刑執行開始時及び釈放前の指導に係る企画・調整を行う。

(2) 要求水準

- ・「刑執行開始時及び釈放前の指導等に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3312号大臣訓令）等に基づき，刑執行開始時及び釈放前の指導の企画（カリキュラム）を立案する。
- ・釈放前の指導については，受刑者が自律した生活を通じて社会復帰の準備を進めるための効果的なカリキュラムを編成し実施する。
- ・外部協力者が指導に当たる場合は，あらかじめ運営施設のセンター長の承認を受け，所要の経費を負担する。
- ・受刑者が指導に応じない場合は，国の職員に連絡する。

4 特化ユニットにおける各種プログラムの企画・運営

(1) 業務内容

- ・特化ユニット（喜連川センターにおいては，女子受刑者のうち，処遇調査等の結果，対象になり得る者も含む。）において，関係部門と連携し，受刑者の特

性に応じた処遇を行うため、各種プログラムを策定・実施する。

(2) 要求水準

- ・受刑者の出所後の円滑な社会復帰に資する各種プログラムを実施する。
- ・プログラムの実施に先立ち、受刑者に対し、十分なオリエンテーションを実施する。
- ・プログラムとして、社会生活技能訓練、個別カウンセリング等（あるいは、それらと同等以上の処遇効果が期待できる処遇技法）を策定する。
- ・専門スタッフとして、少なくとも社会福祉士（精神・知的障害を有する者を収容するユニットにあっては精神保健福祉士）、臨床心理士又は公認心理師、介護福祉士を手配し、指導体制を整えるほか、介護福祉士の資格を有する専門スタッフは、プログラムの支援を行う。
- ・各種プログラムの策定に当たっては、受刑者のレベルに合わせた内容とするほか、受刑生活に応じてステップアップさせ、自己啓発力を向上させるような計画を策定し、あらかじめ運営施設のセンター長の承認を得る。
- ・各種プログラムについては、適宜の組み合わせを考案した上、少なくとも合計週5時間以上の実施時間が確保でき、さらに進度に応じてフォローアップできるように、関係部門と調整を行う。なお、身体に障害のある受刑者及び高齢受刑者については、理学療法・作業療法の実施時間（第6にて記述）を含めても差し支えない。
- ・各種プログラムに加え、犯罪傾向の進んでいる受刑者（反社会性集団加入者を除く。）の再犯防止のため、処遇要領に応じた出所までのシームレスな特別プログラム（分類業務における就労支援面接も含む。）を策定し、あらかじめ、運営施設のセンター長の承認を得る。
- ・プログラムが実施されるごとに記録を作成し、運営施設のセンター長に報告する。
- ・連絡調整に係る事務処理は、迅速かつ的確に対応する。
- ・特化ユニットの処遇に関わるすべてのスタッフ（国の職員を含む。）が情報を共有でき、また、処遇内容の効果検証及び再計画に資するため、少なくとも週1回はスタッフミーティングの場を用意する。なお、ミーティングの実施回数は、医療業務の理学療法・作業療法の実施におけるスタッフミーティングの実施回数（第6にて記述）を含めても差し支えない。

第6 医療業務

本業務は、被収容者等が健康に収容生活を送り、社会復帰することができるよう、健康の保持、疾病の治療をすることを目的とする。

1 健康診断

(1) 業務内容

- ・被収容者等の入所時、定期及び刑事施設における保健衛生上必要があるときに健康診断を行う。

(2) 要求水準

- ・被収容者等の入所後速やかに、次の診断項目について健康診断を行う。

(診断項目)

- ① 既往歴、生活歴及び家族の病歴の調査
 - ② 自覚症状及び他覚症状の検査
 - ③ 身長及び体重の測定並びに視力及び聴力の検査
 - ④ 血圧の測定
 - ⑤ 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
 - ⑥ 胸部エックス線検査
 - ⑦ 血色素量及び赤血球数の検査
 - ⑧ 血清グルタミンickオキサロアセチックトランスアミナーゼ (GOT)、血清グルタミンickピルビックトランスアミナーゼ (GPT) 及びガンマグルタミルトランスぺプチダーゼ (γ-GTP) の検査
 - ⑨ 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール (HDL コレステロール) 及び血清トリグリセライドの量の検査
 - ⑩ 血糖検査
 - ⑪ 心電図検査
- ・前回受診から1年以内に全ての被収容者等に対して健康診断（定期健康診断）を行う。
 - ・40歳以上の被収容者等について、以下の項目の特定健康診査を行う。なお、定期健康診断で特定健康診査項目を含めて差し支えない。
 - ① 肝機能検査 (GOT (AST), GPT (ALT), γ-GTP)
 - ② 血中脂質検査 (中性脂肪, HDL コレステロール, LDL コレステロール)
 - ③ 血糖検査 (空腹時血糖又はHbA1c)
 - ④ 腹囲の検査等
 - ・40歳以上の被収容者等のうち検査を希望する者に対して、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施する。
 - ・厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診を実施する。
 - ・刑務作業に従事する受刑者に対して、安全衛生上の健康診断として厚生労働省令に定める項目の健康診断を実施する。
 - ・国の指定した被収容者等に対して感染症等の検査を実施する。
 - ・特に結核、感染症の確実な把握に努める。
 - ・診断結果を被収容者等の健康管理や診療に活用することができるよう、医師等

- との緊密な連携を図ることのできる体制とする。
- ・診断結果は速やかに運営施設のセンター長に通知する。

2 理学療法・作業療法等の実施

(1) 業務内容

- ・身体又は精神に障害のある受刑者及び高齢受刑者で養護的処遇を必要とする受刑者に対し、理学療法・作業療法等を実施できるよう、所要のスタッフを手配して実施体制を整えるほか、必要な機器を整備する。
- ・関係部門との連絡調整を密に行う。

(2) 要求水準

- ・養護的処遇を必要とする特化ユニット（喜連川センターにおいては、女子受刑者のうち、医師診察等の結果、対象になり得る者も含む。）において、身体又は精神に障害のある受刑者及び高齢受刑者に対し、週2日（1日1時間程度）以上の理学療法・作業療法等を実施できるよう、少なくとも理学療法士、作業療法士、介護福祉士等を手配し、実施体制を整える。
- ・理学療法・作業療法等の実施に当たっては、受刑者に積極的な働きかけを行うとともに、医師の指示の下、受刑者の症状に合わせて個々に計画を策定し、運営施設のセンター長の承認を得る。
- ・理学療法・作業療法等を実施するために必要な機器を整備し、正常に使用できる状態を維持する。
- ・介護福祉士は、当該業務の支援のほか、運動、入浴・排泄の介助を行うこととして配置する。
- ・連絡調整に係る事務処理は、迅速かつ的確に対応する。
- ・特化ユニットの処遇に関わるすべてのスタッフ（国の職員を含む。）が情報を共有でき、また、少なくとも週1回はスタッフミーティングの場を用意する。

第7 分類業務

1 処遇調査事務

(1) 業務内容

- ・処遇調査を行い，処遇要領を策定する。
- ・既存のシステムに必要な情報を入力する。

(2) 要求水準

- ・専門的な知識・技能を有した職員により，受刑者の処遇調査のための面接，心理検査等の実施，一般リスクアセスメントツールを活用した処遇要領の策定及び当該データの管理を行うとともに，関係部門との間で情報共有する。
- ・定期再調査及び臨時再調査の対象者の繰り出し，一覧表の作成等当該データの管理を行うとともに，書面調査や面接調査を実施する。なお，養護的処遇を必要とする受刑者及び社会適応のための訓練が必要な受刑者に対しては，少なくとも3か月に1回以上の面接調査を実施する。
- ・心情不安定な受刑者に対し，適宜，カウンセリングを実施する。
- ・その他「受刑者の処遇調査に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令），「受刑者の処遇要領に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）等に従い所定の文書作成等を行う。
- ・処遇審査会の運営に関する事務を行う。
- ・受刑生活の進捗に応じた受刑者の心情変化を把握し，受刑者の円滑な社会復帰に向けて関係部門と少なくとも週1回ミーティング等を行う。

2 審査関係事務

(1) 業務内容

- ・国の職員が行う制限区分の指定・変更及び仮釈放申請に係る審査に関する事務を行う。

(2) 要求水準

- ・審査対象者の一覧表作成及び当該データの管理を行う。
- ・その他「受刑者の生活及び行動の制限の緩和に関する訓令」（平成18年法務省矯成訓第3321号大臣訓令）等及び「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」（平成20年法務省令第28号）等に従い所定の文書作成等を行う。

3 保護関係事務

(1) 業務内容

- ・保護関係機関等の関係構築・連絡調整及びそれに伴う事務を行う。
- ・円滑な社会復帰に向け，対象受刑者との面接を行い，出所後の就労にシームレスにつなぐ。

(2) 要求水準

- ・受刑者の円滑な社会復帰に資するため，保護及び就労関係機関等に情報提供を行うとともに，最大限活用できるような関係性を構築する。

- ・就労支援に関する専門的な知識・機能を有した職員により、面接等を行い、受刑者の出所後の生活に向けた就労のマッチングを行うことで、円滑な社会復帰に向けた支援を行う。
- ・国の職員の指示に従い、連絡調整に係る事務処理を迅速かつ確実に実施する。
- ・連絡調整は、専門的な知識・技能を有したソーシャルワーカー(社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者)が行う。
- ・「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」等に従い、所定の文書作成等を行う。
- ・保護調整を進めていく際、生活保護等の福祉制度を最大限利用できるよう手配するとともに、当該受刑者に対し制度についての十分なオリエンテーションを実施する。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に従い、所定の文書作成等を行う。
- ・受刑者の釈放後の就労，社会復帰支援をより確実なものとするための関係機関（ハローワーク，保護観察所，更生支援施設，自治体，ソーシャルファーム，病院機関等）との連絡調整及び必要な文書作成等を行う。
- ・釈放時保護に係る業務を支援する。
- ・受刑者の円滑な社会復帰に向けて，関係部門と少なくとも週1回ミーティング等を行う。なお，ミーティングの実施回数は，処遇調査事務におけるスタッフミーティングの実施回数を含めても差し支えない。